

公取相第2号
令和7年2月14日

被告指定代理人

公正取引委員会事務総局
経済取引局取引部長 真淵 博

令和6年12月10日付け調書添付の照会事項に対する回答について

標記照会に対し、下記のとおり回答します。

記

第1 前提

本件照会に対し、一般論としての考え方を、以下のとおり回答します。

第2 照会事項に対する回答

1 照会事項(1)アについて

一般に、労働法制により規律されている分野については、独占禁止法上の問題とはならないとされております。①～⑤の行為については、労働組合と使用者側の団体との間における労働協約に係るものであることから、独占禁止法上の問題とはならず、B類型に該当すると考えられます。この考え方については、平成31年2月19日時点及び現時点においても、変更はありません。

2 照会事項(1)イについて

いずれの点についても違いが生じるものではありません。

3 照会事項(2)について

前記1のとおり、B類型に該当すると考えられます。

4 照会事項(3)アについて

御理解のとおりです。

5 照会事項(3)イについて

想定する例を回答することは困難です。

以上

別紙

照 会 事 項

次の「1 前提となる事実関係」記載の事案における次の「2 本件照会の対象となる事業者又は事業者団体の行為」に関して、次の「3 照会事項」に記載のとおり、照会致します。

1 前提となる事実関係

(1) 関係当事者

- ア 一般社団法人日本港運協会（以下、「日港協」といいます。）は、日本の港湾運送事業者の大多数を会員とする事業者団体です。
- イ 全国港湾労働組合連合会（以下、「全国港湾」といいます。）及び全日本港湾運輸労働組合同盟（以下、「港運同盟」といいます。）は、いずれも、港湾運送の業務に従事する労働者を組合員として組織された労働組合（単位組合）を構成員とする連合組合であり、中央労働委員会から労働組合法第2条及び第5条第2項に適合する旨の認定を受けており、労働組合法第5条第1項により同法に基づく救済を与えられるべき地位にあります。
- ウ 全国港湾及び港運同盟の構成員である各労働組合（単位組合）に所属する組合員は、企業籍を有しない専従役員の一部を除き、労働基準法上の労働者に該当します。
- エ 日港協の関連団体として、一般社団法人東京港運協会等の合計13の各地区の港運協会（以下「各地区港運協会」という。）が存在し、日港協と各地区港運協会は法人格を異にしています。各地区港運協会の会員である店社の全員又は大多数は、日港協の会員ですが、各地区港運協会によっては、その会員の中に、日港協の会員ではなく、日港協とは別の海運関係全国組織の会員である店社が含まれていることがあり得ます。

そのため、全国港湾及び港運同盟が日港協に要求書を提出し、日港協が各地区港運協会に組合の要求事項に対する意見の提出を求め、各地区港運協会が日港協に意見を提出する過程で、各地区港運協会から日港協宛に提出される意見の中に日港協の会員ではない店社の意見が反映されることがあり得ます。ただし、上記意見集約手続を経て日港協が全国港湾及び港運同盟と締結した労働協約の効力は、厚生労働大臣又は都道府県知事が地域的拡張適用の決定・公告（労組法18条）をなす場合を除き、日港協の会員ではない店社に及ぶことはありません（特に同大臣・同知事に対する申立をしない限り同決定がなされることはなく、これまで日港協と全国港湾・港運同盟との労働協約について同決定がなされたことはありません。）。

(2) 労働協約

ア 日港協は、全国港湾及び港運同盟との間で、雇用・職域、賃金、労働時間、休日・休暇、作業体制、作業基準、港湾労働者保障基金制度、安全衛生、職業訓練、福利厚生その他の港湾労働者の労働条件を定める労働協約を締結しています。

上記の労働協約の賃金に関する条項の中の一つとして、産別最低賃金に関する条項が存在します。

イ 産別最低賃金に関する労働協約の締結を巡る歴史的経緯の要点は次のとおりです。

(ア) 全国港湾は1979（昭和54）年8月に、港運同盟は1981（昭和56）年8月に、それぞれ日港協との間で産別最低賃金に関する労働協約を締結しました。これ以降、それぞれが日港協と交渉し産別最低賃金に関する労働協約を締結していました。

(イ) 1989（平成元）年2月以降、全国港湾と港運同盟は、共同して、春闘要求の中の一項目として産別最低賃金に関する改定要求を掲げ、こ

れを中央港湾団体交渉の場で日港協に提出し、日港協との間で団体交渉を実施するようになりました。

(ウ) 産別最低賃金に関する中央港湾団体交渉は、2011（平成23）年に東日本大震災の影響により実施されなかったことを例外として、2015（平成27）年まで、毎年行われました。（なお、賃金以外の事項については、これ以降も現在に至るまで中央港湾団体交渉が開催されています。）

(エ) 産別最低賃金に関する団体交渉が行われていた1979（昭和54）年から2015（平成27）年までの37年間において、2008（平成20）年度と2011（平成23）年度の2回を除く計35回について、産別最低賃金の増額改定又は据置の労使合意が成立し、その都度、労働協約が締結されました。

(オ) 産別最低賃金は、実際にその金額が賃金となる組合員はごく少数で、ほとんどの組合員らの賃金を直接決定しているものではありませんが、全国港湾及び港運同盟は、賃金の底上げ、賃金改定の指標として、日港協に対し、毎年、春闘時に産別最低賃金について要求をしています。

ウ 直近における産別最低賃金に関する協約条項の内容は、次のとおりです。

(ア) 日港協が全国港湾及び港運同盟との間で2012（平成24）年1月21日に締結した労働協約は、港湾労働者の労働条件全般について網羅的に定めるものであり、その中で、産別最低賃金に関して、①適用対象地域について、全国適用を原則とした上で当面適用される地域を限定列挙し、②適用対象となる労働者について、当該地域内の港湾で全国港湾又は港運同盟のいずれかの構成員である労働組合に所属する組合員であり、かつ、船内荷役作業員、沿岸荷役作業員、はしけ乗組員、いかだ運送作業員、港湾運送関連事業作業員、及び、検数人又は検量人のい

ずれかに継続して従事する満18歳の労働者と定め、③適用対象となる使用者について、日港協加盟の使用者であり、かつ、適用対象となる労働者と労働契約を締結している使用者と定めた上で、④産別最低賃金の額を月額15万7600円（日額を6310円）とすることを定めています。

(イ) 日港協が全国港湾及び港運同盟との間で2015（平成27）年4月9日に締結した労働協約は、2015（平成27）年度に実施する労働条件改善事項を定めるものであり、その中で、産別最低賃金の額について月額16万4000円（日額7130円）に増額改定することを定めています。

エ これまで日港協が全国港湾及び港運同盟との間で産別最低賃金に関する条項を含む労働協約を締結した際の手続は、次の(ア)から(エ)記載のとおりです。

(ア) 全国港湾及び港運同盟は、毎年、それぞれの組織内部で最低賃金の改定要求を含む賃金制度の在り方と内容、具体的賃金額やその他の労働条件に関する春闘要求に関する組織内討議を行った上で、両組織の統一春闘要求書を作成し、日港協との間で開催する第一回中央港湾団体交渉の場において、日港協に統一春闘要求書を提出します。

(イ) 日港協は、会員事業者による討議を経て、前掲(ア)記載の統一春闘要求書に対する回答内容を取りまとめた上で、第二回中央港湾団体交渉の場で、全国港湾及び港運同盟に回答します。

(ウ) 日港協と全国港湾及び港運同盟は、中央港湾団体交渉において団体交渉を重ね、また、必要に応じて、専門委員会もしくは小団交等での協議や交渉を行います。

(エ) 日港協と全国港湾及び港運同盟は、産別最低賃金の改定を含む賃金制度の在り方と内容、具体的賃金額等に関する合意が成立するに至った

ときには、合意内容を記載し全当事者が記名押印した労働協約を作成します。

オ 日港協と全国港湾及び港運同盟との間で2012（平成24）年11月21日に締結された労働協約において、日港協は、労働協約の履行に関して、日港協に加盟する「店社」（＝各事業者とその事業所の意味）を責任もって指導する義務を負うことが、定められています。

2 本件照会の対象となる事業者又は事業者団体の行為

前掲1記載の日港協の会員たる事業者又は日港協の行為、及び、これに関連する行為のうち、本件照会の対象となる事業者又は事業者団体の行為は、次の①から⑤の各行為です。

- ① 日港協の会員たる事業者が、全国港湾及び港運同盟の要求事項に対する回答内容を検討する目的で、賃金制度（平成24年11月21日に締結された労働協約に定められた「産別最低賃金」、「あるべき賃金」、「標準者賃金」及び「基準賃金」。ただし、「産別最低賃金」については、適用対象地域における適用対象労働者の産別最低賃金。以下②及び③においても同じ。）の在り方と内容、具体的賃金額、その算定根拠等について協議する行為。
- ② 日港協が、前掲①記載の協議の経過及び結果を聴取し、取りまとめた上で、団体交渉の場において、全国港湾及び港運同盟との間で、賃金制度（適用対象地域における適用対象労働者の産別最低賃金制度を含む）の在り方と内容、具体的賃金額等について、団体交渉又は協議をなす行為。
- ③ 日港協が、賃金制度（適用対象地域における適用対象労働者の産別最低賃金制度を含む）の在り方と内容、具体的賃金額等に関して、全国港湾及び港運同盟との間で合意に達した事項について、労働協約を締結する行為。

④ 日港協の会員である事業者が、前掲③記載の労働協約の定める事項を履行し遵守する行為。

⑤ 日港協が、会員たる事業者に対し、前掲③記載の労働協約を履行させる目的で行う指導等の行為。

3 照会事項

(1)ア 公正取引委員会の平成31年2月19日（全国港湾及び港運同盟が産別最低賃金に関する団体交渉を申し入れた日）時点及び現時点における実務運用上、前掲2記載の本件照会の対象となる事業者又は事業者団体の行為は、次のA類型又はB類型のいずれに分類されますか。

A類型 「独占禁止法の適用対象となるもの」、「独占禁止法に抵触するもの」、「独占禁止法の関係規定に原則として違反すると考えられるもの」、「独占禁止法違反となるおそれがあるもの」、又は、「独占禁止法上問題となるもの」のいずれか

B類型 「当該行為それ自体では原則として独占禁止法違反とならないもの」

イ 前掲2①の日港協の会員たる事業者の協議が、(ア)日港協の会議（総会、理事会、常任理事会、会長・副会長会議、審議員会、委員会、部会）においてのみ行われる場合と、(イ)日港協の会議においてだけでなく、各地区港運協会においても行われる場合とで、上記アの類型の判断に違いは生ずるでしょうか。

また、上記(イ)の場合において、各地区港運協会における協議の参加者が全て日港協の会員たる事業者である場合と、日港協の会員ではない事業者が含まれる場合とで、上記判断に違いは生ずるでしょうか。

違いが生ずるといえる場合には、その理由についてもお示しください。

(2) 前記(1)でA類型に分類される場合、前記2の①から⑤の行為ごとに、違反する（又はそのおそれのある）規定及び理由についてお示しください。

(3)前記(1)でB類型に分類される場合において、独占禁止法違反となるおそれがある具体的事例の存否等に関して、次のとおり照会致します。

ア 公正取引委員会の平成31年2月19日（全国港湾及び港運同盟が産別最低賃金に関する団体交渉を申し入れた日）時点及び現時点における実務運用に関して、前掲2記載の本件照会の対象となる事業者又は事業者団体の行為が独占禁止法違反となるおそれがある事例として、次の(ア)及び(イ)の二つが想定されますが、かかる理解で宜しいでしょうか。

(ア) 労働協約の一部の条項に関して、「労働条件その他の労働者の待遇に関する基準」（労働組合法第16条参照）に該当せず、適用対象者たる労働者とその使用者との間の労働契約の内容を規律し変更・修正する規範的効力を有するものではなく、労働協約締結当事者である事業者又は事業者団体と労働組合との間の債権債務関係を定める債務的効力だけを有するものであり、かつ、その内容において、使用者（事業者）が労働組合に対し独占禁止法第3条の「不当な取引制限」に該当する措置を講ずることを約定したか、又は、使用者団体（事業者団体）が労働組合に対し独占禁止法第8条1号の「一定の取引分野における競争を実質的に制限」に該当する措置を講ずることを約定した事案。

（具体例：消費者に役務を提供する事業における労働協約において、当該業務に従事する労働者の賃金の下限額を定めるのみならず、事業者が消費者に提供する役務の対価として消費者から支払を受ける報酬の下限額をも定める場合）

(イ) 事業者又は事業者団体が、独占禁止法による規制を潜脱し労働組合法に基づく適法な行為であることを装う目的で、労働組合と共謀して、当該行為に及んだことが疑われる事案。

イ そのほかに、公正取引委員会が、前掲2記載の本件照会の対象となる事業者又は事業者団体の行為について独占禁止法違反となるおそれがある

る事案として想定する例があれば、お示し下さい。

以 上